

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第25期 第29回
別海町農業委員会総会議事録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和7年10月30日 開会

別海町農業委員会

第25期 第29回総会
別海町農業委員会議事録
(令和7年10月30日)

○開催日時 令和7年10月30日（木）
午前10時00分から午前11時55分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|-------|---|
| 日程第 1 | 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 2 | 報告第2号 | 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 報告第3号 | 農地法第5条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第4号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 5 | 報告第5号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請の取下げについて |
| 日程第 6 | 報告第6号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について |
| 日程第 7 | 報告第7号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について |
| 日程第 8 | 報告第8号 | 青年等就農資金に係る経営改善資金計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 9 | 議案第1号 | 農地法第18条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 10 | 議案第2号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 11 | 議案第3号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第4号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 13 | 議案第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 14 | 議案第6号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 15 | 議案第7号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 16 | 議案第8号 | 別海町農用地利用関係の調整に関する手続き規程の一部を改正する訓令の制定について |

○出席委員（23名）

会長	27番	信夫	重勝						
会長代理	26番	加藤	真純						
1番	羽石	健一	均	2番	加藤	祐介			
3番	賀森	裕治	治	4番	阿石	浩剛			
5番	山田	良雄	雄	6番	木幡	誠子			
8番	佐々木	忠實	實	9番	竹島	子樹			
10番	猿谷	浩義	義	11番	石田	敏昌			
12番	藤田	哲夫	義夫	13番	島石	正昌			
15番	川藤	春雄	夫雄	16番	小島	明正			
17番	及藤	英夫	夫	18番	岸本	暢知			
19番	齊藤	敏光	光	20番	岡崎				
23番	黒目			24番					
25番	大内								

○欠席委員（3名）

14番	市川	義晴	21番	伊藤	一吉
22番	豊島	千秋			

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川畑	智明
総務担当	主幹	瀬成	広子
農地調整担当	主幹	大山	晋作
農地調整担当	主任	沼倉	正広
農地調整担当	主事	藤後	介良

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

5番	石森	裕治	8番	山田	良雄
----	----	----	----	----	----

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年1月29日

署名者

議長 信夫 重勝

議席 5番 石森 裕治

議席 8番 山田 良雄

◎開会宣言

○事務局（川畠事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

(会務報告がある)

本日は報告 8 件、議案 8 件ですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 29 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 23 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 14 番市川委員、21 番伊藤委員、22 番豊島委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。5 番石森委員、8 番山田委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願ひいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。次の者から農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり受理したので、別海町農業委員会専決規程第 5 条第 2 項の規定により報告する。

今月は 2 件の届出がありました。それでは議案を朗読させていただきます。

第 1 号、権利を取得した者、○○○○○○、○○○○○。届出に係る土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。権利を取得した日、令和 7 年 8 月 25 日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

第 2 号、権利を取得した者、○○○○○○、○○○○○。届出に係る土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。権利を取得した日、令和 3 年 7 月 8 日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということで、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和7年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和7年10月7日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、事業完了年月日のみ朗読させていただきます。

第1号、事業完了年月日、令和7年9月12日。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、永久転用の完了報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第5条第1項の規定により報告する。

本件につきましては、令和7年8月28日開催の第27回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和7年9月25日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。

今月は4件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請の取下げについて」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第5号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請の取下げについて。令和7年9月29日開催の第28回農業委員会総会で審議し決定した次の要請について、取下げを行ったので報告する。

今回、取下げを行った要請については1件です。取下げの理由につきましては、あっせん対象地であります〇〇〇〇〇〇について、買入要請後に、公社が当該農地を買入れる前に分筆が必要であることが判明したため一度取下げを行い、分筆後に再度要請を行うこととしたものです。

なお、取下げた要請内容については記載のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては取下げの報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○議長（信夫会長）

はい、8番山田委員。

○8番 山田委員

申出があった日は9月15日で、総会が9月29日で、総会の際にはすでに取下げられていたということですか。

○事務局（大山主幹）

9月19日は取下げの申出の日ではなく、あっせんの申出があった日でした、9月総会にかけた要請の内容を記入したものです。

○議長（信夫会長）

その他に何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということで、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第6 報告第6号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第6号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について。令和7年9月29日開催の第28回農業委員会総会で決定した農地中間管理機構への買入れ協議について、別海町長から協議が成立した旨の通知があったので報告する。

今回、協議成立の通知があったものは15件で、要請時における内容どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。買入れ協議成立日につきましては、令和7年10月22日となっています。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 報告第7号

○議長（信夫会長）

日程第7 報告第7号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第7号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について。令和7年8月28日開催の第27回農業委員会総会及び令和7年9月29日開催の第28回農業委員会総会で決定した農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、別海町長から認可した旨の通知があったので報告する。

今回認可の通知があったものは、所有権の移転が6件、利用権の設定が24件で、要請時における内容どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。認可年月日は所有権の移転の1号が令和7年

10月1日、所有権の移転の2号から6号が令和7年10月15日、利用権の設定は令和7年9月26日となっています。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第7号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということで、報告第7号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第8 報告第8号

○議長（信夫会長）

日程第8 報告第8号「青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第8号、青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について。令和7年9月11日に別海町農業金融制度総合推進会議から青年等就農資金に係る農業経営改善資金計画に対して意見が求められ、令和7年10月2日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

本件は1件でございます。北海道認定就農者総合融資制度取扱要領に照らし、適切であると確認しましたので、意見なしとしています。内容については、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第8号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第8号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第8号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第8号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第8号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第9 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。本案は1件ございます。なお、貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和6年6月14日から令和9年6月13日まで。合意解約成立の日、令和7年10月9日。土地の引渡しの時期、令和7年10月9日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の举手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第10 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は4件ございます。それでは議案を朗読させていただきます。

1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、第1号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせん対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。申出のあった日、令和7年10月9日。

次号から第4号までの申出のあった日は同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第2号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせん対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第3号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせん対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第4号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせん対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、売渡しの申出に係る農用地の価格や売買の対象とする農用地の範囲等について所有者と農地中間管理機構を含めた利用調整において意向が一致せず、このままでは調整が不調に終わり、農地中間管理機構が当該農用地に係る権利を取得できず、地域計画の達成に資するような利用権の設定等ができなくなるおそれがあるという内容です。

3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるという内容で要請いたします。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第11 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、○○○○○、○○○○○。譲受人、○○○○○、○○○○○。許可を受けようとする土地の表示、○○○○○○、計○○○m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、○○○円で、1ヘクタール当たりの単価は約○○○円となっております。

第2号、申請人の住所氏名、譲渡人、○○○○○、○○○○○。譲受人、○○○○○、○○○○○。許可を受けようとする土地の表示、○○○○○○外○筆、計○○○m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は○○○円で、1ヘクタール当たりの単価は約○○○円となつ

ております。

第3号、申請人の住所氏名、譲渡人、○○○○○、○○○○○。譲受人、○○○○○、○○○○○。許可を受けようとする土地の表示、○○○○○外○筆、計○○○m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は○○○円で、1ヘクタール当たりの単価は約○○○円となっております。

第4号、申請人の住所氏名、譲渡人、○○○○○、○○○○○。譲受人、○○○○○、○○○○○。許可を受けようとする土地の表示、○○○○○、計○○○m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は宅地○○○m²を含めて○○○円で、1ヘクタール当たりの単価は約○○○円となっております。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。なお、4号につきましては、○番○○委員に関する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（○番 ○○委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。4号につきまして、24番岡崎委員にお願いします。

○24番 岡崎委員

はい、説明いたします。○○と○○の3条売買案件で航空写真で確認して特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の4号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第6号の4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、4号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の4号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

ここで、○番〇〇委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 〇〇委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議案第3号の議事参与制限以外につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきましては、5番石森委員。2号3号につきましては、10番佐々木委員にお願いいたします。

それでは、1号につきまして5番石森委員お願ひいたします。

○5番 石森委員

はい、御説明いたします。〇〇と〇〇との売買案件で、航空写真を確認し、問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号3号につきまして10番佐々木委員お願ひいたします。

○10番 佐々木委員

はい、御説明いたします。2号3号共に3条による売買案件です。航空写真で確認し、問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の議事参与制限以外につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号の議事参与制限以外につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めてます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の議事参与制限以外につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第12 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者

から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇m²。目的、農業用施設建設。計画内容、バンガーサイロ外、計〇〇〇m²。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。それでは調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして、3番芳賀委員お願いします。

○3番 芳賀委員

はい、御説明いたします。現地を確認し、バンガーサイロで、メインの9基ほど並んでいるところに増設をしたいとのことで、道路に面しており、防風林に近いことから、問題ないものとして確認してきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第4号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第13 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第13 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇m²。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計〇〇〇m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。転用者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして、5番石森委員にお願いします。

○5番 石森委員

はい、説明いたします。新規の砂採取案件で、10月16日に現地を確認したところ、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。それでは議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

（10時40分から10時55分まで休憩）

◎日程第14 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第14 議案第6号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要

請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第6号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は公社農地売買等事業の貸付タイプによる公社売渡しに係る所有権の移転が6件、公社買入れに係る所有権の移転が19件、農地売買等事業の即売りタイプによる公社売渡しと買入れが計52件、農地売買等事業の貸付タイプによる一時貸付けに係る利用権の設定が2件となっております。先月総会から即売りタイプの案件を付議しておりますが、先月総会の議案では、売り手が1名で買い手が3名であった場合には、売り手から公社への促進計画は1件、公社から買い手の3名へは3件としていましたが、公社からの指示により買い手の数に合わせて作成することとなつたため、今月総会の議案に係る促進計画から売り手が1名、買い手が3名の場合には、売り手から公社への促進計画が3件、公社から買い手の促進計画が3件ということで議案を作成しています。そのため、即売りタイプの所有権移転の件数が多くなっておりますので、ご理解をお願いします。それでは朗読させていただきます。なお、所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限のみを朗読させていただきます。

第1号、所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、令和7年12月1日。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、令和7年12月19日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第6号までの所有権の移転をする者、次号から第5号までの所有権の移転時期、対価の支払い期限、次号から第77号までの当事者間の法律関係につきましては同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第2号、所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第3号、所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第4号、所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第5号、所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有

権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。

第6号、所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、公告日。対価の支払い期限、令和8年2月27日。対価、○○○円。

次号から第77号までの所有権の移転時期につきましては同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第7号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長小田原輝和。所有権の移転の内容、対価、○○○円。対価の支払い期限、令和7年12月12日。調整委員、石森委員、畠山委員。

次号から第25号までの所有権の移転を受ける者、次号から第21号までの対価の支払い期限につきましては同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第8号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、同上。

第9号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、猿谷委員、伊藤委員。

第10号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石森委員、畠山委員。

第11号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、芳賀委員、伊藤委員。

第12号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石森委員、畠山委員。

第13号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、木幡委員、竹花委員。

第14号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

第15号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、岸本委員、羽石委員。

第16号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、同上。

第17号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

第18号、所有権の移転をする者、○○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石毛委員、岡崎委員。

第19号、所有権の移転をする者、○○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石田委員、小島委員。

第20号、所有権の移転をする者、○○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、同上。

第21号、所有権の移転をする者、○○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、山田委員、阿部委員。

第22号、所有権の移転をする者、○○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。対価の支払い期限、令和8年1月9日。調整委員、石森委員、畠山委員。

第23号、所有権の移転をする者、○○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○○、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。対価の支払い期限、同上。調整委員、芳賀委員、伊藤委員。

第24号、所有権の移転をする者、○○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。対価の支払い期限、同上。調整委員、石森委員、畠山委員。

第25号、所有権の移転をする者、○○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。対価の支払い期限、同上。調整委員、岡崎委員、石毛委員。

次号から第77号までの案件につきましては、農地売買等事業の即売りタイプとなります。公社を経由する促進計画を作成することから、複数に分かれた議案となっていますので、まとめて説明いたします。

また、対価の支払い期限は、出し手が令和7年12月19日、受け手が令和7年12月5日となっていることをこの場で説明し、以降は朗読を省略させていただきます。

第26号及び第27号、所有権の移転をする者、○○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○○、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委

員、芳賀委員、伊藤委員。

第28号及び第29号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石森委員、畠山委員。

第30号及び第31号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石森委員、畠山委員。

第32号及び第33号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石森委員、畠山委員。

第34号及び第35号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、猿谷委員、伊藤委員。

第36号及び第37号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石森委員、畠山委員。

第38号及び第39号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石森委員、畠山委員。

第40号及び第41号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。調整委員、石森委員、畠山委員。

第42号及び第43号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。調整委員、石森委員、畠山委員。

第44号及び第45号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。調整委員、石森委員、畠山委員。

第46号及び第47号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委

員、石森委員、畠山委員。

第48号及び第49号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石森委員、畠山委員。

第50号及び第51号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石森委員、畠山委員。

第52号及び第53号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、畠山委員、芳賀委員。

第54号及び第55号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、木幡委員、竹花委員。

第56号及び第57号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

第58号及び第59号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

第60号及び第61号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

第62号及び第63号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、岸本委員、羽石委員。

第64号及び第65号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、岸本委員、羽石委員。

第66号及び第67号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委

員、岸本委員、羽石委員。

第68号及び第69号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

第70号及び第71号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石田委員、小島委員。

第72号及び第73号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石田委員、小島委員。

第74号及び第75号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、石田委員、小島委員。

第76号及び第77号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、山田委員、阿部委員。

続いて利用権の設定です。

なお、利用権の設定につきましては、始期、終期、借賃のみを朗読させていただきます。

第1号、利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。利用権を設定する土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、令和7年1月21日。終期、令和12年8月7日。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、岡崎委員、羽石委員。

第2号、利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。利用権を設定する土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、同上。終期、同上。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、同上。調整委員、同上。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の1号から6号につきましては公社買戻し案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。なお、所有権の移転の5号につきましては、○番○○委員に関する

る案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは所有権の移転の5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、所有権の移転の5号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、所有権の移転の5号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

ここで、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。続きまして、所有権の移転の52号53号につきましては、○番○○委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは所有権の移転の52号53号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。

所有権の移転の52号53号につきまして、13番畠山委員にお願いします。

○13番 畠山委員

はい、説明いたします。○○から○○への即売りタイプの売買案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

所有権の移転の52号53号の委員説明が終わりました。ここで所有権の移転の52号53号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、所有権の移転の52号53号について採決に入

りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、所有権の移転の52号53号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

ここで、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

続きまして、所有権の移転の58号59号につきましては、○番○○委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは所有権の移転の58号59号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。

所有権の移転の58号59号につきまして、1番羽石委員にお願いします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。○○から○○への即売りタイプの売買となりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

所有権の移転の58号59号の委員説明が終わりました。ここで所有権の移転の58号59号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、所有権の移転の58号59号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、所有権の移転の58号59号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

ここで、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。それでは、議案第6号の議事参与制限以外につきまし

て、調整に当たられた委員の説明を求めます。

所有権の移転の 7 号 8 号 10 号 12 号 22 号 24 号 28 号から 33 号 36 号から 51 号につきましては、5 番石森委員。9 号 34 号 35 号につきましては、12 番猿谷委員。3 号につきましては、17 番及川委員。11 号 23 号 26 号 27 号につきましては、3 番芳賀委員。13 号 54 号 55 号につきましては、9 番木幡委員。14 号 17 号 56 号 57 号 60 号 61 号 68 号 69 号につきましては、1 番羽石委員。15 号 16 号 62 号から 67 号につきましては、20 番岸本委員。18 号につきましては、6 番石毛委員。19 号 20 号 70 号から 75 号につきましては、16 番石田委員。21 号 76 号 77 号につきましては、8 番山田委員。25 号につきましては、24 番岡崎委員。利用権の設定の 1 号 2 号につきましては、24 番岡崎委員にお願いします。

それでは番号順に説明を求めます。所有権の移転の 7 号 8 号につきまして、5 番石森委員お願いします。

○ 5 番 石森委員

はい、説明いたします。7 号について、○○から公社へ所有権移転し、5 年後○○、○○へ移転される案件となっております。8 号については、○○から公社へ所有権移転し、5 年後○○、○○へ移転される案件です。よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の 9 号につきまして、12 番猿谷委員お願いいいたします。

○ 12 番 猿谷委員

はい、説明いたします。○○から公社買取後、○○、○○へ 5 年後の買取り案件となっております。よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の 10 号につきまして、5 番石森委員お願いいいたします。

○ 5 番 石森委員

はい、説明いたします。10 号ですが、○○から公社へ移転し、5 年後、○○と○○と○○へ所有権が移転される案件です。よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の 11 号につきまして、3 番芳賀委員お願いいいたします。

○ 3 番 芳賀委員

はい、説明いたします。○○離農に伴い公社に移転し、新規就農に目途がついたとのことで、保有合理化事業にのせたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の12号につきまして、5番石森委員お願いいいたします。

○5番 石森委員

はい、説明いたします。12号ですが、○○から公社へ移転し、5年後、○○、○○、○○へ所有権が移転される案件です。よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の13号につきまして、9番木幡委員お願いいいたします。

○9番 木幡委員

はい、説明いたします。○○の離農に伴いまして、公社に所有権を移転し、5年後の買い手もすでに見つかっていますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の14号につきまして、1番羽石委員お願いいいたします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。14号ですが、○○が長い間賃貸していたのですが、今回公社へ売買とのことで、周辺の買取りの調整もついていますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の15号16号につきまして、20番岸本委員お願いいいたします。

○20番 岸本委員

はい、説明いたします。○○が休農するため、公社へ売買し、周辺農家の○○、○○、○○が5年後利用することとして決まっていますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の17号につきまして、1番羽石委員お願いいいたします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。17号ですが、○○が長い間賃貸していたのですが、今回売買するとのことで、公社の事業にのり、5年後の買取りの調整もついていますので、よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の18号につきまして、6番石毛委員お願いいいたします。

○6番 石毛委員

はい、説明いたします。○○から農地売却の希望がありましたので、今回公社に買入れてもらい、5年後、○○が買取りをする予定です。よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の19号20号につきまして、16番石田委員お願いいいたします。

○16番 石田委員

はい、説明いたします。○○の離農の案件で、公社に買取っていただき、5年後の買取り先も決まっておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の21号につきまして、8番山田委員お願いいいたします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。○○ですが、公社への売買案件です。5年後の買取り先も決まっております。よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の22号につきまして、5番石森委員お願いいいたします。

○5番 石森委員

はい、説明いたします。○○から公社へ売買となり、5年後、○○が公社から買入れる予定ですので、よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の23号につきまして、3番芳賀委員お願いいいたします。

○3番 芳賀委員

はい、説明いたします。○○離農に伴い、賃貸をしていたのですが、新規就農が決まったことから、その一部を新規就農へ渡すという案件です。よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の24号につきまして、5番石森委員お願いいいたします。

○5番 石森委員

はい、説明いたします。○○から公社へ売買し、5年後、近隣の○○が公社から買取る予定となっておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の25号につきまして、24番岡崎委員お願いたします。

○24番 岡崎委員

はい、説明いたします。○○から公社へ所有権移転し、5年後、○○へ所有権が移転する案件となっております。よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の26号27号につきまして、3番芳賀委員お願いたします。

○ 3 番 芳賀委員

はい、説明いたします。先ほどの報告第5号の案件ともつながりますが、一部隣接取得予定の〇〇へ即売るというものですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の28号から33号につきまして、5番石森委員お願ひいたします。

○ 5 番 石森委員

はい、説明いたします。〇〇と〇〇の即売り案件となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の34号35号につきまして、12番猿谷委員お願ひいたします。

○ 12 番 猿谷委員

はい、説明いたします。〇〇から〇〇への即売り案件となりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の36号から51号につきまして、5番石森委員お願ひいたします。

○ 5 番 石森委員

はい、説明いたします。36号から47号について、〇〇と〇〇の即売り案件となっております。48号49号は〇〇から〇〇へ、50号51号は〇〇から〇〇への即売りタイプの案件となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の54号55号につきまして、9番木幡委員お願ひいたします。

○ 9 番 木幡委員

はい、説明いたします。〇〇の牛舎の周りの土地を〇〇に即売りするという案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の56号57号60号61号につきまして、1番羽石委員お願ひいたします。

○ 1 番 羽石委員

はい、説明いたします。56号57号ですが、〇〇から〇〇への即売りタイプの案件です。60号61号も〇〇から〇〇への即売りタイプの案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の62号から67号につきまして、20番岸本委員お願ひいたします。

○20番 岸本委員

はい、説明いたします。62号63号につきましては、〇〇が休農したため、〇〇への即売りタイプの案件です。64号65号につきましては、〇〇から〇〇への即売りタイプの案件です。66号67号につきましては、〇〇から〇〇への即売りタイプの案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の68号69号につきまして、1番羽石委員お願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。68号69号ですが、〇〇から〇〇への即売りタイプの案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の70号から75号につきまして、16番石田委員お願いいたします。

○16番 石田委員

はい、説明いたします。70号71号ですが、〇〇から〇〇への即売りとなっております。72号73号ですが、〇〇から〇〇への即売りとなっております。74号75号ですが、〇〇から〇〇への即売りとなっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の76号77号につきまして、8番山田委員お願いいたします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。公社で買取りされなかった〇〇の農地を〇〇へ即売りする案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の1号2号につきまして、24番岡崎委員お願いいたします。

○24番 岡崎委員

はい、説明いたします。1号2号ですが、〇〇の農地を公社事業の貸付タイプにより、新規就農の〇〇と〇〇への貸付けの案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第6号の議事参与制限以外の委員説明が終わりました。それでは議案第6号の議事参与制限以外につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第6号の議事参与制限以外につきまして、原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第15 議案第7号

○議長（信夫会長）

日程第15 議案第7号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第7号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は7件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、○○○○○外○筆。面積、計○○○m²。利用状況、○○○○○、○○○○○、○○○○○、○○○○○、○○○○○については雑種地。○○○○○については宅地。所有者、○○○○○、○○○○。

第2号、所在、○○○○○外○筆。面積、計○○○m²。利用状況、○○○○○については雑種地。○○○○○については宅地。所有者、○○○○○、○○○○。

第3号、所在、○○○○○外○筆。面積、計○○○m²。利用状況、宅地。所有者、○○○○○、○○○○。

第4号、所在、○○○○○。面積、計○○○m²。利用状況、雑種地。所有者、○○○○○、○○○○。

第5号、所在、○○○○○。面積、計○○○m²。利用状況、宅地。所有者、○○○○○、○○○○。

第6号、所在、○○○○○。面積、計○○○m²。利用状況、雑種地。所有者、○○○○○、○○○○。

第7号、所在、○○○○○。面積、計○○○m²。利用状況、雑種地。所有者、○○○○○、○○○○。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第7号の事務局説明が終わりました。なお、4号につきましては、○番○○委員に関する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

ここで4号につきまして、現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと

思います。4号につきまして、24番岡崎委員にお願いします。

○24番 岡崎委員

はい、説明いたします。10月16日に佐々木委員、石森委員と事務局で現地を確認し、非農地であることは間違いないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第7号の4号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第7号の4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、4号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第7号の4号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

ここで、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

（○番 ○○委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

続きまして、議案第7号の議事参与制限以外につきまして、現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号から3号につきましては、24番岡崎委員。5号から6号につきましては、5番石森委員。7号につきましては、10番佐々木委員にお願いいたします。

それでは、1号から3号につきまして24番岡崎委員お願ひいたします。

○24番 岡崎委員

はい、説明いたします。1号から3号ですが、公社の事業にのれなかつた土地で、10月16日に佐々木委員、石森委員と事務局で現地を確認し、非農地で特に問題ないと確認しましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号から6号につきまして5番石森委員お願ひいたします。

○5番 石森委員

はい、説明いたします。5号6号ですが、10月16日に現地調査を行い、非農地であることを確認してきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、7号につきまして10番佐々木委員お願ひいたします。

○10番 佐々木委員

はい、説明いたします。10月16日に石森委員、岡崎委員と現地を見てきましたが、非農地として問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第7号の議事参与制限以外の委員説明が終わりました。ここで議案第7号の議事参与制限以外につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第7号の議事参与制限以外につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎日程第16 議案第8号

○議長（信夫会長）

日程第16 議案第8号「別海町農用地利用関係の調整に関する手続き規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畠事務局長）

議案第8号、別海町農用地利用関係の調整に関する手続き規程の一部を改正する訓令の制定について。別海町農用地利用関係の調整に関する手続き規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

訓令本文の朗読は省略させていただきます。この規定は、農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者等から利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合の手続きを定めたものとなり、基盤強化法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正は、第6条の総会の議決につきまして、農用地利用集積等促進計画作成の要請先が別海町から農地中間管理機構である北海道農業公社に変更されたことに伴う改正です。なお、附則としまして、この訓令は、令和7年11月1日から施行することとするものです。

以上で議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第8号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、

訓令の制定に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは議案第8号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の举手を求めます。

○委員

(举手なし)

○議長（信夫会長）

举手なしということですので、議案第8号につきまして原案のとおり制定することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第29回総会を閉会します。